

# 告示

## 埼玉県告示第千六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	高沢医院	所在地	鶴ヶ島市脚折町 六―一八―七	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	廃止年月日	令和五年七月二十 日
	さくら記念病院		富士見市水谷東 一―二八―一	介護予防居宅療養 管理指導	訪問看護 居宅療養管理指導		平成二十九年十二 月三十一日

<p>デイサービスセンター みずほ台</p>	<p>いちようの木</p>	<p>医療法人社団康寧 会立川歯科</p>	
<p>富士見市東みず ほ台三二一</p>	<p>白岡市上野田五 一四</p>	<p>戸田市本町二一 一〇一 F一六</p>	
<p>通所介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>介護予防居宅療 養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指 導</p>
<p>平成十八年四月五 日</p>	<p>平成二十八年九月 三十日</p>	<p>令和五年五月三十 一日</p>	